

確定申告ワンポイントアドバイス

確定申告の集団申告まで残り2週間をきりました。

申告書の作成がまだの方は事務局員や役員と相談しましょう。その中で、知つていることためになる申告のアドバイスを掲載します。（商工新聞に詳しく掲載されています）

事業経費について

2018年の必要経費に入るのは、本年中に支払った必要経費の金額と今年の未払い金・買掛金の合計額が必要経費になります。

なので2017年の未払い金・買掛金は含まれません。

商品など期末に在庫として残っているものもその年の経費になります。

ただし、扶養親族でも年金から徴収される社会保険料控除と医療費控除についてです。社会保険料控除の対象となるのは「公的な健康保険料」、「介護保険料や年金保険料」などになります。また、自分の分だけでなく生計を一にする親族の社会保険料に対しても所得控除の対象になります。

次に医療費控除について、医療費控除はよく年間の支払い額が10万円以上にならないと控除の対象にならないと思われていますが、正確には「総所得金額等の5%を超えた金額」が医療費控除の対象となります。（下図参照）

医療費控除は診察や治療が対象です。10万円を超えて領収書はとつておくことをお勧めします。

(支払った 医療費の総額) - (保険金等により 補てんされた金額) - (総所得金額等×5% 10万円) = (いずれか 少ない方の金額)
--

所得控除について

控除対象となるか迷うことが多い、社会保

今年の未払い金・買掛金

2018年の必要経費の額は…

昨年の未払い金・買掛金	本年中に支払った必要経費の金額	今年の未払い金・買掛金
-------------	-----------------	-------------

※18年に支払ったものであるが、昨年の経費に算入している

この合計額が2018年の必要経費の金額です

商品など期末に在庫として残っているものもその年の経費になります。

ただし、扶養親族でも年金から徴収される社会保険料控除と医療費控除についてです。社会保険料控除の対象となるのは「公的な健康保険料」、「介護保険料や年金保険料」などになります。また、自分の分だけでなく生計を一にする親族の社会保険料に対しても所得控除の対象になります。

次に医療費控除について、医療費控除はよく年間の支払い額が10万円以上にならないと控除の対象にならないと思われていますが、正確には「総所得金額等の5%を超えた金額」が医療費控除の対象となります。（下図参照）

医療費控除は診察や治療が対象です。10万円を超えて領収書はとつておくことをお勧めします。

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141
19年3月4日

- ・3月8日(金)国際女性デー新潟県集会
- ・3月13日(水)重税反対全国統一行動日
- ・3月22日(金)婦人部三役会

消費税申告の注意点**【納税義務の判定】**

- ①2年前(基準期間)の課税売上高が1000万円超かどうか
- ②1年前の1月～6月(特定期間)の課税売上高または支払給与の総額が1000万円超かどうか
- ③「課税事業者選択届出書」が提出されているか

※判定する際の課税売上高の金額に注意

2年前に課税事業者→税抜き処理した金額

2年前に免税事業者→税抜き処理しない金額

【簡易課税制度の適用】

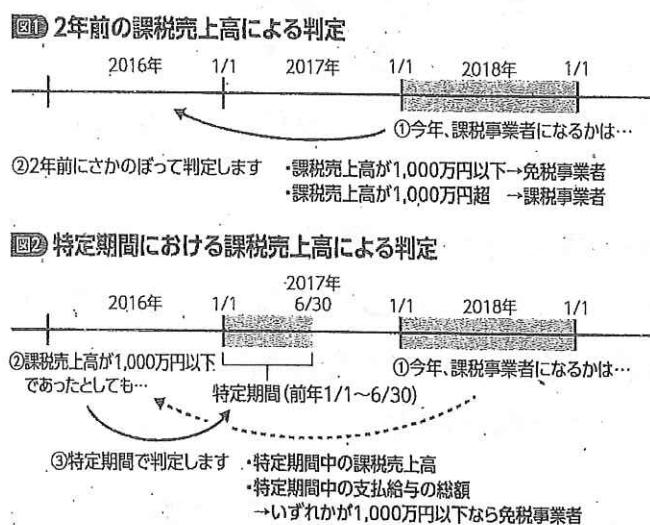
「簡易課税制度選択届出書」が提出されており、かつ、2年前の課税売上高が5000万円以下の場合

※簡易課税制度を選択している場合は、売り上げにかかる消費税より仕入れや経費にかかる消費税が多くても還付を受けることができません。

(届出書の提出期限)

課税期間が始まる日の前日(2019年に簡易課税の適用を受けるには2018年12月31日まで)

(申告期限) 3月31日

納税義務の判定に注意

「青色申告書承認申請書」(届出書の提出期限)

青色申告書で申告しようとする年の3月15日(2019年3月15日まで)

<p>大江山支部で申告班会</p> <p>2月23日（土）、会員さんのお店『川しげ』で申告書完成班会を開催し、5名の方が参加しました。まず始めに民商で集めている9条改憲反対、消費税10%中止の署名について話しました。</p> <p>さらに湖東教授の【消費税DVD】を視聴してもらい、複数税率、インボイス、ポイント還元などいろいろあり過ぎて分かりづらい、消費税はあげるべきでないと署名を書いて頂きました。</p> <p>その後申告書作成会に移り、去年の申告書を確認しつつ思い出しながら申告書を作成していました。お店は土曜日でもありお客様も沢山いて、川しげさんが消費税の中止の話し、それを聞いたお客様も消費税はあげるのは中止しなければと署名を書いてくれました。</p> <p>大江山の地域の方々も協力して頂いて、とても良い班会となりました。</p>

● 医療費控除の対象となる医療費
病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師による診療や治療の対価 ・治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ・助産師による分べんの介助の対価 ・医師等による一定の特定保健指導の対価 ・介護福祉士等による喫痰吸引等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・医師等の送迎費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの ・介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢を美化し、容貌を整えるなどの目的で行った整形手術の費用 ・健康診断の費用 ・タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。） ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ・治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族に支払う療養上の世話の対価 ・疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用（疾病を予防するための予防接種やサプリメント等の費用を含みます。） ・親族などから人件的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 ・治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 ・かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ・医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は助産所などで取扱われるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ・病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用

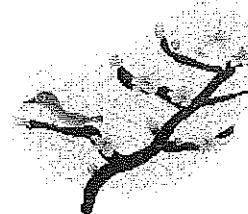
労働保険事務組合からのお知らせ

中小事業主等または一人親方の 労災保険に「特別加入」している皆さん

もうすぐ労働保険の「年度更新」の時期を迎えます。

来年度の(平成31年度)の「給付基礎日額」の変更を希望する方や、「特別加入」からの脱退を希望する方は、民商事務所までご連絡ください。

近日中にお知らせを郵送でお届けします。



県青協 第38回定期総会のご案内

日 時：3月31日(日)午後2時開会

会 場：三觀荘(三条市北新保2丁目2-34)

交流会費：1500円(アルコールをとらない方は500円)

県の青年部の総会です。総会後は、懇親会もあります。

新潟民商の集まりでは、なかなか出会えない他の地域の業者青年との交流ができ、宿泊も可能です。(宿泊費無料)

参加を希望の方は、民商事務局までご連絡ください。

多くの参加をお待ちしております!